

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメント・リポート

今回のテーマ： 上場会社による M&A の実行における PPA の考察

上場会社が M&A を実行する過程において PPA（Purchase Price Allocation 取得原価配分）の影響をあらかじめ検討する事例が多く見受けられるようになりました。M&A 成立後、時価評価された無形資産等の償却費負担に耐えられる利益を創出できるか否かが M&A における重要なテーマとなり、償却費負担に耐えられる将来営業損益を達成できる可能性の観点から、被取得企業の取得原価を検討するケースが増えています。

PPA とは

企業結合会計基準において、被取得企業の「取得原価は、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの（識別可能資産及び負債）の企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して企業結合日以後 1 年以内に配分する」とされており、この配分業務を PPA と言っています。特に無形資産については、「受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う。」と規定されており、PPA において主要な評価項目となっています。

例えば、被取得企業の商品にブランド力があり、顧客がブランド（商標）を理由として今後も商品を購入していくことが予測される場合は、商標を評価することが考えられます。また、顧客との強い関係が被取得企業における将来キャッシュ・フローの源泉となっていると予測される場合は、顧客関係を評価することが考えられます。

無形資産等の償却額と償却期間

PPA において時価評価された無形資産等及びのれんは償却*1されますが、償却期間は対象となる無形資産等が生み出すであろう将来キャッシュ・フローの予測等を考慮して決定されます。このため、無形資産である顧客関係は、関係の継続期間が 3 年程度と考えられれば 3 年間を目途に償却することが検討されますし、20 年程度と考えられれば、20 年間を目途に償却することもあります。

以上の通り、PPA において無形資産等及びのれんの償却期間は一律ではなく、個々の資産の事情をもとに決定されます。

このため、無形資産の価値が大きく、償却期間が短期間と想定されれば、M&A 成立後数年間の償却費の負担が非常に重くなることも考えられます。

*1 のれんは日本基準では償却されますが、IFRS 及び米国会計基準ではのれんは非償却となり、每期減損テストをすることになります。

ここに注意！

M&A の結果を考察する上での重要な指針として、買収した事業の損益が挙げられます。M&A 後の各期の損益は売上高の成長等の事業面の事情だけでなく、無形資産及びのれんの償却負担という M&A 時の事情が色濃く反映されることがあります。

被取得企業の株式価値の検討のみならず、M&A の実行前の段階で、PPA による償却費負担に耐えられる損益を達成できるのか十分に検討しておくことが求められています。ビッグ・ディールになるほど、財務デュー・ディリジェンス等と同じ時期に買収後の無形資産等の償却費負担を推測計算するプレ PPA を行うことを検討する必要があるでしょう。